

平和交通株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づき従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、ストレスなく全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. <計画期間>

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

2. <内容>

目標(i)：

男女別の職種若しくは雇用形態の転換者、再雇用者又は中途管理者を管理職へ3名、登用する

取組内容：

女性職員の乗務員から管理職へ転換を促す。

令和6年3月 行動計画を全労働者に周知させる

令和6年4月～ 希望する労働者より聞き取り調査

目標(ii)：

男女別の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の利用を周知徹底させる為、年12回実施すると共に会議も同様に年12回実施

取組内容：

職業生活と家庭生活の両立支援制度に関する労働者、管理職への周知徹底について社内に提示。社内講習会を年12回実施すると共に会議も同様に年12回実施する。

平和交通株式会社（関内）
平和交通株式会社（保土ヶ谷）
平和交通株式会社（新子安）
平和交通株式会社（新横浜）
平和交通株式会社（和田町）
平和交通株式会社（西）
平和交通株式会社（向町）
平和交通羽田株式会社